

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第55号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月22日 03時00分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼西方沖 喜屋武埼灯台から真方位279° 1,670m付近 (概位 北緯26° 04.9′ 東経127° 39.2′)
事故等調査の経過	平成24年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 <sup>かねいち</sup> 金市丸、8.84トン
船舶番号、船舶所有者等	ON2-0152（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	右舷外板に破損、機関及び電気機器に濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、喜屋武埼南西方沖を糸満市糸満漁港に向け、船長が単独で当直を行い、約6ノットの対地速力で自動操舵によって西進中、船長が、左舷方約1～2海里に本船を追い越そうとする漁船を認め、その漁船も糸満漁港に向かうものと思い、本船を追い越してから変針すれば、大回りとなり、時間が掛かるので、先を譲るつもりで予定していた変針点の手前で変針を行って北西進した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、慣れた海域であったので前方の灯標の灯光のみを見て航行していたところ、平成24年12月22日03時00分ごろ喜屋武埼西方のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船舶所有者及び家族に救助を求め、船長及び乗組員は、僚船に救助されて糸満漁港に移送された。</p> <p>本船は、夜明けを待って僚船によって引き出され、半没した状態でえい航されて糸満漁港に入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.3m
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、喜屋武埼南西方沖を北西進中、船長が、レーダー及びGPS

	<p>Sプロッターを作動させていたものの、慣れた海域であったので、前方の灯標の灯光のみを見て航行していたことから、喜屋武埼西方のさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼南西方沖を北西進中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたものの、慣れた海域であったので、前方の灯標の灯光のみを見て航行していたため、喜屋武埼西方のさんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れた海域であっても、装備されている航海計器を有効に活用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>